

# 留学生などの方には、 市・県民税の免除制度があります

日本国内で働いた給与の収入金額が年間103万円より多いと、翌年度の市・県民税が課税されます。

しかし、租税条約を締結している国からの留学生や技能実習生の場合、毎年3月15日（土・日曜日の場合は翌月曜日）までに申請をすることで、市・県民税を免除されることがあります。

## 租税条約により市・県民税が免除となる主な国



- ・中国
- ・韓国（学生の場合、勤務による報酬の額が年間20,000合衆国ドル相当以下の場合。5年間のみ）

※ 対象国や条約の内容は、外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>）をご確認ください。租税条約を締結していても、市・県民税は免除されない国もあります。また、留学生であっても専門学校など、通っている学校により、対象にならないこともあります。

！ 租税条約に関する免除手続きは裏面へ⇒

## 市・県民税について

- ・1月1日現在、日本で住所を置いている市町村と都道府県に納める税金です。
- ・前年1年間の収入に対し、翌年度※に課税されます。 ※年度=4月1日～3月31日の期間  
例：2025年1月1日～12月31日の間に得た収入に対して、2026年度に課税されます。

市県民税の納付については、年税額を次のとおり分割して納めます。

- ・自分で納める場合：2026年6月・8月・10月・2027年1月の4回
- ・給与から天引きの場合：2026年6月～2027年5月の12回



## 租税条約について

- ・所得税（国に納める税金です。窓口は税務署です。）や市県民税などの国際間での二重課税の回避や脱税防止のために、日本と相手国との間で特別に定めた条約です。
- ・条約の内容により、減免となる対象が異なります。（国外からの仕送りについては非課税だが、国内で働いて得た収入はその働いた国で課税される、など）

# 租税条約に関する届け出の手続き方法

## 1 次の2種類の書類を入手してください。

① 租税条約に関する届出書	② 市県民税の租税条約に関する届出書
国税庁ウェブサイト ( <a href="http://www.nta.go.jp">http://www.nta.go.jp</a> )または税務署	柏崎市ウェブサイト ( <a href="http://www.city.kashiwazaki.lg.jp">http://www.city.kashiwazaki.lg.jp</a> ) または柏崎市役所税務課 ⑤・⑥番窓口

## 2 勤務先の事業所に①租税条約に関する届出書の作成(2部)を依頼します。

- 勤務を始めたら、すぐに依頼してください。

!  
勤務先が複数ある場合には、勤務先ごとに作成が必要です。

## 3 勤務先の事業所の所轄税務署に以下を提出

- 1で作成した①租税条約に関する届出書(2部)

- 身分証明書のコピー

a 留学生の場合：在学証明書 または 学生証のコピー

b 技能実習生の場合：事業等の修習者であることを証明する書類

※租税条約に関する届出書(所得税の届け出)については、税務署へお問い合わせください。

1

1

税務署印

1

事業所控え

税務署提出

## 4 柏崎市役所税務課 市民税係に3月16日までに以下を提出

- ②市県民税の租税条約に関する届出書

- 3で返却された「租税条約に関する届出書」の事業所控えのコピー

- 身分証明書のコピー

a 留学生の場合：在学証明書 または 学生証のコピー

b 技能実習生の場合：事業等の修習者であることを証明する書類

2

1



「市県民税の租税条約に関する届出書」は毎年提出が必要です。

毎年3月15日までに、翌年度分の届け出をしてください。(3月15日が土・日曜日の場合は翌月曜日)

(例：2026年度の市県民税の免除を受けるためには、2026年3月16日までに提出が必要。)

- 過去に提出済の①租税条約に関する届出書の事業所控えのコピーは不要(ただし、契約を更新した場合には更新後のものが必要)
- 新たな勤務先のものについては提出が必要ですので、忘れずに作成し添付してください。
- 提出のない事業所分については、課税免除できません。

提出先  
問合せ先

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号  
柏崎市役所税務課市民税係(柏崎市役所2階⑤⑥窓口)  
TEL:0257-23-5111(内線2215、2210)